

開会（8：59）

○村松幸昌委員長 皆さん、おはようございます。

定刻前ですけれども、おそろいになりましたので始めさせていただきたいと思います。

会議に先立ちまして申し上げます。この後の一般会計補正予算の審査については、常任委員会単位で審査を行いたいと考えております。質疑については簡潔に発言するようお願いいたします。また、当局の皆様においても答弁は簡潔をお願いいたします。皆様の御協力をお願いいたします。

なお、鈴木浩己委員から、本日欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

議第60号「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第10号）案」を議題といたします。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第60号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 歳入の13、14ページで、19款2項基金繰入金がございます。ここでは、財政調整基金とふるさと寄附金の取崩しを、1億998万5,000円、2億4,349万1,000円とそれぞれされておりますけれども、歳出を見ますとその他の財源になると思うんですけれども、これが、歳出のほうでその他になると、財政調整基金なのか、ふるさと寄附金基金なのか分からないものですから、これは財政課のほうになるかと思うんですけれども、どういう基準で、それぞれどちらを充てたのかという基準を教えていただきたいと思います。

○村松久美財政課長 お答えいたします。

まず、財政調整基金でございますが、こちらは一般財源の取扱いになってございますので、その他には入っておりません。ふるさと寄附金基金につきましては、特定目的基金でございますので、その他財源となっております。

○深田ゆり子委員 分かりました。

それでは、財政調整基金の取崩しは、歳出ですと一般財源に当てはまり、ふるさと寄附金は、全部特定財源のその他に当たるということでよろしいですか。

○村松久美財政課長 そのとおりでございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 補正予算書の6ページになりますけれども、債務負担行為補正で、公共施設LED化事業の1,700万円について伺います。

まず、対象の施設数、それからCO<sub>2</sub>の削減効果または電気代の削減効果が分かれば教えてください。次に、公共施設全体のLED化の進捗率との関係を教えてください。

○高澤 清総務部次長兼公有財産課長 LEDの関係でお答えしたいと思います。

一括化で今回、LEDの工事を進めている事業でございます。令和6年度につきましては、13か所工事をやっております。来年度につきましては27か所、全体では95か所をこの一括の中では予定をしているところでございます。その他、公園施設とか土木施設、そういったものもございませうけれども、それはこちらには入っていないということで、建物系に関してこれをやっていくというところでございます。

建物系も、これで全部ということではなくて、大体9割方、この一括化でやって、その他は個別で、球が切れたときに替えていくというような形になっています。

それで、削減効果ですけれども、今年度やっているものにつきましては、この照明だけで計算ができないものですから、ちょっと何とも言えないところはあるんですが、基本的には、蛍光灯に比べ半分の削減効果があるということは言われております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 先ほどのをもう一回確認させてください。

財政調整基金を一般財源として、その他がふるさと寄附金ということなんですけれども、補正予算の対応として、こちらは財政調整基金で充てる、こちらはふるさと寄附金に充てると、その違いの基準を確認させてください。

○村松久美財政課長 お答えいたします。

まず、財政調整基金でございますけど、こちらは収支の均衡を図るため、歳入歳出の調整のほうに充当させていただいております。

それから、ふるさと寄附金基金につきましては、寄附を頂くときに指定した用途がございまして、寄附の使い道がございまして、寄附者の意向に沿った事業のほうに充当させていただいておりますが、今回補正予算ですので、歳出事業の事業費の変動に合わせて充当額を変更しております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○藤岡雅哉委員 7ページ、8ページの債務負担行為になるんですけれども、外国語指導助手配置事業の小学校、中学校ですけれども、御説明はなされましたが3年契約だということ。なぜ3年契約が必要なのかということと委託先がどこになるのか。学校別の配置ですとか、ALT1人当たりの支払金額等を教えてください。

○小林伸生学校教育課教育センター所長 お答えいたします。

まず、3年間をお願いしている理由でございますけれども、小学校で外国語活動を3年・4年、5・6年で外国語科、中学校で授業を行っておりますけれども、安定した子どもたちの英語好きを育成するために、外国語の授業でALTを任用し、ALTのネイティブの英語、それから、文化等を知るのは大変に大きな意義があります。1年契約ではなくて3年間で長期的に子どもたちの英語好きを育成するために、3年間の期間をお願いしています。

それから、人数についてですけれども、小学校のほうで8人、中学校のほうで3人、ALTをお願いしています。ただ、中学校につきましては、9校で3人ということで、少

し人数的にも少ないというところもありますので、別の委託業者ではなくて別のプログラム、JET-ALTのプログラムを活用して、3年間で人数を3人から6人に増やす予定であります。

それから、1人当たりの金額でございますけれども、委託業者に見積りを出してもらっているところ、おおよそ1人当たり460万円前後のALTの金額でお願いしています。

業者についてですけれども、この後、入札で業者の決定をしたいと思っています。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 先ほどの462万円は年間ですか、それとも3年間ですか。

○小林伸生学校教育課教育センター所長 失礼しました。正確な金額、486万2,000円です。1名当たりの年間の金額となります。

○藤岡雅哉委員 3年間の契約の理由をお尋ねして、指導助手だと思うんですね。もちろん中学校は授業をやっていただいていると思うんですけれども、子どもたちにネイティブに接していただいて、安定して英語好きを育成するということは非常にいい取組だとももちろん思うんですけれども、それだと3年契約というのは、あまり何か、今お話を聞いていて理屈が合わないような気がするんですが。

○増井太郎教育部長 お答えさせていただきます。

やはり1年間ですとその度に契約行為ということで相手先を変えなきゃならない。そういったときに、今度は逆にあまり長くなるとということもあまして、そのところで3年間というところで、安定的に教育してもらうには業者さんにも3年間ということでの契約をお願いして、それで指導助手を派遣してもらうということで、年数を考えたときに3年間が適当ではないかということで、今、3年間でやらせてもらっております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第60号、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたしますが、当局の皆さんの入替えだけお願いをいたします。そろい次第、再開とさせていただきます。

休憩(9:11~9:14)

○村松幸昌委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第60号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 19、20ページの3款3項2目児童措置費の児童手当支給事業費、8,322万5,000円ですけれども、これは今回、児童手当の改正により、第3子が3万円で、

対象は高校生まで拡充されたこと、そして所得制限がなくなったことによりますけれども、1つ目に、8,322万5,000円の内訳を教えてください。

2つ目に、今お話ししました第3子は焼津市では何人、高校生に当たる人は何人、所得制限なしの人が何人、新たに含まれるのか教えてください。

最後に、今後のスケジュール、周知方法を教えてください。

課長、もしまだ準備が整っていないようでしたら。

○村松幸昌委員長 どうですか。

○深田ゆり子委員 ほかの方の質問。

○村松幸昌委員長 ちょっと時間が欲しい。

それじゃ、後で。

ほかにありますか。

○奥川清孝委員 同じ20ページの、今の児童手当の1つ上の認可外保育施設運営等補助費の746万7,000円ですけれども、説明によりますと、認可外ということで企業型等だと思わすけれども、補助対象の拡充ということですのでけれども、この補助対象の拡充の内容と対象施設の状況を教えていただきたいんですけれど。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 奥川委員にお答えします。

対象ということですのでけれども、今回、補助の対象といたしますのは、企業主導型保育施設で行う保育、企業主導型施設の従業員のお子さんに対する保育料の補助が今回の対象となっております。拡充をした部分はその部分であります。

あともう一つ、あと内容でしたっけ。対象施設の状況。

○奥川清孝委員 もしあれでしたら、次の方。

○村松幸昌委員長 どうですか。

それでは、ほかに意見は。

○岡田光正委員 それでは、20ページ、その下になりますけれども、母子家庭等自立支援給付費、このうち、母子家庭等自立支援給付費が人数の増加ということで104万8,000円。これは何人から何人になって、今後どんなあんばいになっていくか、ちょっと教えてくださいいただけますか。

○村松幸昌委員長 今、2つ答弁がたまっていますけれども、最初に岡田委員の答弁に対応する担当課長。

○堀内千穂子育て支援課長 岡田委員の御質問にお答えします。

こちらの自立支援の給付金ですけれども、2種類ございまして、自立支援教育訓練給付費と高等職業訓練促進給付費と2種類ございます。自立支援教育訓練のほうですが、人数が増えたというよりも、新規枠で来た方の受講する講座の受講料が想定よりも高かったということで9,000円ぐらゐの増額要求をさせていただいております、もう一つ、高等職業訓練のほうですけれども、こちらのほうは、該当の方2人が年度途中から課税世帯から非課税世帯になりまして、受給する金額が高額になったために補正をさせていただいているという内訳になります。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

○岡田光正委員 取りあえず了解。

この状況というのは今後も増えていくの、それとも。

○堀内千穂子育て支援課長 続けてお答えします。

ここ数年、こちらの事業に応募して下さる方が多くなりました。というのは、ウェブの関係で、実際にそこに行かなくても、家に居ながらにしてネットで資格が取れるということで、毎年年度途中でも応募する方が見込まれるために、来年度も例年に比べて少し予算のほうを多めに確保するようにしております。

以上でございます。

○岡田光正委員 了解です。

○村松幸昌委員長 それでは、奥川委員への答弁。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 対象施設についての現状ということですが、企業主導型の保育施設につきましては、市内に7か所ございます。市外の園を使うこともできますけれども、そちらは利用が2園、令和5年度にありました。

補助の対象になる人数ですが、保育施設としては全部で95人ですが、今回の対象になるのは35名であります。

以上です。

○奥川清孝委員 ありがとうございます。

最初のあれを、ちょっともう一度。この746万7,000円は拡充のためということで、こういう内容の拡充という、そこをちょっと。先ほど人数という。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 今回の補正の内容についてですが、補正額につきましては、上限月額1万9,000円を通期途中の入所の児童を含めて、多子世帯の対象児童、先ほど申しあげました児童数35名分を見込みまして、4月に遡及して補助をするための経費としまして、746万7,000円を計上しております。

以上です。

○村松幸昌委員長 いいですか。

それでは、深田委員の質問に対しての答弁がまだ終わっていませんけど。

○堀内千穂子育て支援課長 8,322万5,000円の増額ですが、その内訳は、第3子のカウント方法が変わったことがほとんど全ての金額になります。3人以上の大学生年代までの扶養家族がいる世帯の割合から、第3子以降に支給する人数を見直したことによる増額でございます。

2番目ですが、第3子以降の人数ですが1万3,285人、それが延べ人数でございます。

3番目でございますが、高校生年代の人数ですが1万5,484人となります。これも延べ人数でございます。今まで児童手当を4か月に一度支給していた関係で、4か月の延べ人数になります。

あと、所得超過の方ですが、延べになるんですけれども、2,800人を見込んでの数字になります。これも延べになります。

あと、今後の周知方法に関してですが、法改正によりまして、直接該当者に通知を送っているのはもちろんのこと、市のホームページ、市のLINE、広報やいづのほうに児童手当改正による拡充のお知らせを掲載しております。

答弁は以上になります。

○深田ゆり子委員 分かりました。

先ほどの扶養家族がいる4か月分の人数を、それぞれ第3子と高校生と所得制限なしということで人数をお答えいただきましたが、大体、焼津市にはこのぐらいの人数がいるよというのは、それを3で割れば人数が出てくるということだと思います。

それから、扶養家族がいるということなんですけれども、例えば今度、第1子、第2子が22歳以下だったら対象になるよと、第3子が高校生でも対象になるよということなんです。第1子、第2子が22歳以下でも働いて独立している場合は、高校生が第3子にいても対象にならないということになるのでしょうか。上の子が扶養家族にならないから。

○堀内千穂子育て支援課長 委員の質問にお答えします。

親の経済的援助が必要な方だけが対象になるものですから、年齢は該当しても独立している方はカウントの対象になりません。

以上になります。

○深田ゆり子委員 分かりました。

第1子、第2子が市外や県外に大学生とかで行っている場合、例えば住民票を変更したりしますよね。そうすると、その世帯から抜けている形になるものですから、そういう場合は、親の住所から抜けていても、第1子、第2子が市外にいても、第3子が高校生だということであれば、その高校生は、第3子は対象になるということでしょうか。

○堀内千穂子育て支援課長 御質問にお答えします。

通知を送らせていただいているときに、そういう御家族が、同居していなくても大学とかで遠隔地にいらっしゃる方も調査票に書いていただくようお願いをしていますので、そういった方がいらっしゃる場合には、その方から数えて第3子ということでカウントの対象となります。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

あともう一つ、周知方法ですけれども、書類を対象者に送って、そして書いて返信していただければ、特に市役所に出向かなくても交付はしていただけるということでしょうか。

○堀内千穂子育て支援課長 郵送で頂いても大丈夫でして、もしちょっとお聞きしたいことがあればまた電話をすることもありますが、ほぼ郵送で大丈夫です。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○藤岡雅哉委員 先ほどの奥川委員の認可外保育施設の質問の関連ですけれども、これは、そもそも4月1日に焼津市のほうで発表された第2子以降の保育料無料化の拡充のための補正だと思うんですけれども、4月のときには、国や他の市町よりも手厚く第2子の無料化をすると新聞報道もされましたし、ニュースリリースも流されています。その中で、認可外保育施設などを利用している子どもは、認可外保育施設利用者補助金の条件を確認してくださいというようなことで、対象外があった者が企業主導型保育施設の方

だったのかなというふうに思うんですけども、今回の対象の洗い直しで、市内の御父兄が持つ第2子は全て網羅されたと考えてよろしいですか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 そのように解釈していただいてよいと思います。

以上です。

○藤岡雅哉委員 よかったです。全父兄が、焼津に住まわれる方の第2子以降が皆ひとしく補助されるのであれば、非常によかったなというふうに思います。

先ほどの御答弁の中で、95人中35人ということでその理由、95人の意味がちょっと分からなかったのですが、もう一度教えてもらえますか。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 先ほどの95人の内訳ですが、企業主導型保育施設の中には、地域枠といいまして、地域の子どもを受け入れる部分と従業員を受け入れる従業員枠というものがございます。この95人の内訳でありますけれども、地域枠が60人、従業員枠が35人ということになっております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 ということは、第2子無料が、地域枠の60名の方はそもそも対象だったけれども、この従業員枠の35名の方が対象外だったので今回拡充されたという意味だと思います。そもそも今年度が始まったときに企業主導型の従業員枠が対象外だった理由を教えてもらえますか。

○杉山佳丈子ども未来部長 第2子の無償化、認可保育施設を対象として4月から始めさせていただいたのですが、企業主導型保育施設につきましては、企業が従業員の福利厚生を目的としていて、独自に設置をしている施設になります。同じ保育施設だとしても、市として関与が薄い部分がありまして、今、課長から説明させていただいたように、対象の人数であるとか、在園児の名前であるとか、そういったものは把握ができたんですけども、それが第2子、多子世帯に該当するかどうかというところについてはなかなかお調べすることができないという状況の中で、今、全てを網羅できるような形で予算は計上させていただいているところでありますので、そういったところで制度の仕組みを理解した上で、どのような補助の体系がいいのかというところを少し検討させていただいて、時間が要してしまいましたので、今回11月補正に上げさせていただくのですが、早急にさせていただいて4月から対象とさせていただきますので、御理解をいただければと思います。

○藤岡雅哉委員 よく理由が分かりました。これで市内に住まわれる第2子が全て対象になってよかったと思います。ありがとうございました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 20ページですけども、2項4目の後期高齢者医療費負担金のところで6,433万9,000円なんですけれども、これは、本年度の負担額が不足したというのと、令和5年度の負担金の確定によるものという説明があったと思います。この内訳をちょっとお願いいたします。

○渡仲貴之国保年金課長 令和5年度分の精算分でございますが、確定額が15億7,288万603円です。それに対します納入済額が14億5,866万658円ということで、差引きが令和5年度分の精算になりまして4,862万7,945円となります。

続きまして、令和6年度分の概算請求額が広域連合のほうから決定されまして、請求

された決定額が15億6,283万3,938円、それに対しまして、当初予算額が15億4,712万2,311円でありまして、差引き1,571万1,627円になります。先ほどの4,800万円と1,500万円を足しまして6,433万9,572円となりまして、当初予算では、交付になるのか、こちらから払う形になるのか分かりませんので、当初予算は科目設置だけ1,000円してありますので、6,434万円必要なところ、当初予算の科目設置1,000円を引きまして、補正予算額6,433万9,000円となります。

以上です。

○**杉田源太郎委員** 本年度分の負担額の中で1,571万1,627円という、今、回答だったと思うんですけど、こういうふうになった大きな要因だとか、そういうものというのはいくらですか。

○**渡仲貴之国保年金課長** ちょっとはっきり分からないのですが、予測ですけれども、そもそも高齢者医療確保法第98条に基づく負担金として、広域連合が県の分の医療費を全て負担するわけですが、負担対象額の12分の1が各市町の負担となりますので、増分というのは、対象の被保険者の方の医療費が増えているのが要因だと思います。

○**村松幸昌委員長** ほかにありますか。

○**秋山博子委員** ページが戻りまして12ページになりますけれども、歳入です。15款2項3目で、補正が36万8,000円減額の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（子宮頸がんワクチンデータ連携）とあります。説明では、上限が設けられたことによるであったんですけども、この説明に記載されている子宮頸がんワクチンデータ連携というのはどういうことなのか、御説明いただけますか。

○**八木彩子健康づくり課長** 秋山委員にお答えします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、当初、2価と4価のみワクチンが対象だったんですけども、9価のワクチンについて追加で実施が令和5年度からされました。マイナンバー連携につなげるために、9価のワクチンの接種情報を国のシステムにつなげる必要がありますので、そちらのシステムと連携をするための改修を行ったものになります。

○**秋山博子委員** これは委託でもう実施したということですか。その3分の2が補助されたと。

○**八木彩子健康づくり課長** システム連携については改修済みです。もともとは予算を取るときに委託の見積書を取ったんですけども、そのときには厚生労働省のほうは上限額が設定をされておりませんで、その後、国でシステム改修の見積りを取ったところ、上限額が20万円ということで設定されまして、その3分の2が補助になりますので13万3,000円の補助で、うちが50万1,000円という要求をしておりましたが、差額の36万8,000円を返還するものになります。

○**秋山博子委員** 了解です。

○**村松幸昌委員長** ほかにありますか。

○**杉田源太郎委員** 22ページになりますけれども、4項2目なのかな、一番上のところで。生活保護の関係で5,353万1,000円の中身なんですけれども、この医療費扶助等が増加したというふうに説明があったと思います。この医療費の内訳について説明をお願いします。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 杉田委員にお答えします。

医療費の増加ということなんですけれども、令和5年9月末現在、3億6,080万1,588円だったところなんですけれども、令和6年9月末で4億2,781万3,675円、18.6%増加になっていますので、こちらのほうで補正をさせていただいたとなっています。

以上です。

○杉田源太郎委員 この説明の中で、医療扶助費等という説明があったと思うんです。医療扶助ということで対象になった人数、そうじゃなくて、高額医療だとかそういうものが増えたのかどうか、そういう中身について教えてもらいたいです。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 もちろん高額医療に対して、上半期だけで1,770万円ほどのケースもあったり、あと、1,200万円のケースもあったものですから、その辺で前年度よりも、前年度は500万円を超える医療費が7人でしたところ、今年度は11人とちょっと増えていますので、その辺で扶助費が増えているということになります。

以上です。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

○四之宮慎一委員 22ページなんですけど、4款1項2目の予防費のところ、子宮頸がんワクチンの接種者が増となっているということで、今年度内に、たしかキャッチアップで打たないといけないということで、11月上旬頃にワクチンの出荷制限がかかったという、少し間に合わないという情報があったんですけど、その点、市内のワクチン接種希望者に対して、遅れるとかそういうことが生じているかどうか確認させてください。

○八木彩子健康づくり課長 四之宮委員にお答えします。

メーカーのほうからは出荷制限というような通知が来ましたが、市内の接種医療機関においては、そのような御意見は聞かれておりません。

○四之宮慎一委員 大丈夫、間に合うということで。

○秋山博子委員 関連しまして、同じ4款1項3目の子ども予防接種費です。

キャッチアップ接種の見込み増のためという御説明でした。当初の見込み数と予想される増加数について。それから、この事業費の財源、事業費の内訳、事業のスケジュール、そのキャッチアップの告知方法等も教えてください。

○八木彩子健康づくり課長 秋山委員にお答えします。

子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の見込みですけれども、当初の予算では1,375回分の見込みをしておりましたが、8月、9月、夏休みで学生の帰省に伴いまして接種者数が増えております。そこで4,756回という形で、かなり当初の見込みよりもオーバーをしておりまして補正を行ったものになります。

財源は一般会計のみとなります。

委託料につきまして9,018万9,000円、扶助費としまして178万4,000円の計9,197万3,000円となります。

○秋山博子委員 当初の見込み数と増加数については分かりました。

それから、事業費の財源は全て一般財源ということになりますか。

○八木彩子健康づくり課長 はい。

○秋山博子委員 事業費の内訳をちょっと整理していただきたいんですけど、何か扶助費

とか。

○八木彩子健康づくり課長 扶助費は、焼津市に住所がありまして、学生で県外に行っている方につきましては、そちらで一旦接種費用を自費で支払っていただきまして、後で申請をしていただいてお金をお支払いするという償還払いの方法を取っていますので、それが扶助費となります。

○秋山博子委員 スケジュールというふうにお聞きしたのは、先ほどキャッチアップについて、8月、9月に帰省する学生が多かったということで、それは既に申込みされたということなので、事業としては、申込みがあった分について、キャッチアップについての、今、何か期限を延ばすというような議論もあるようなんですけども、それを新たに募集ということではなく、申込みがあったものについてこの事業費でやっていきますよということですか。

○八木彩子健康づくり課長 スケジュールにつきましては、8月、9月に打った方につきましては、もちろん県内在住の方もいますので、償還払いの申込みをした人だけではありません。それも含めた形で接種をしております。

今、委員がおっしゃったように、延長するというようなお話はまだ国から正式には来ておりませんので、一応3月までに打つというような形で補正のほうは組ませていただきました。

○秋山博子委員 了解です。

○深田ゆり子委員 今、秋山委員の質問に対して、財源のことなんですけれども、一般財源ということなのですが、この補正予算では一般財源ではなくて、その他になっております。

先ほど財政課長にも予算の使い方について確認したんですけども、ふるさと寄附金は全部その他になるということで、決算のときに全部一般財源にまた変わるのか、今回はふるさと寄附金で対応するということよろしいですか。

○八木彩子健康づくり課長 ふるさと納税が充てられております。

○深田ゆり子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 ちょっと確認なんですけれど、先ほど秋山委員への説明の中で、キャッチアップのところなんですけど、委託費が9,000万円と予算書に書いてあるんですけど、この委託費の9,000万円というのは補正予算でやるということは想定されていなかったということなんです。ちょっともう一回、聞き逃しちゃったのでお願いします。

○八木彩子健康づくり課長 キャッチアップは令和4年度からの3年間限定で、積極的な勧奨を差し控えていた期間の方に打つことになっておりまして、6月に3回打っていない方、1回だけとか2回だけという方に通知を出しまして、それに合わせて夏休みが重なって接種者数が増えましたので、当初予定していた数よりも接種者数が増えましたので補正を組ませていただきました。

○杉田源太郎委員 委託の内容をちょっと簡単に教えていただけますか。

○八木彩子健康づくり課長 委託料は全て接種費用となっております。

○村松幸昌委員長 それでは、よろしいですか。質疑、意見を打ち切ります。

○渡仲貴之国保年金課長 先ほど杉田委員の質問にお答えしたんですが、間違いがありま

したので訂正をさせていただきます。

後期高齢者医療費の負担金分ではありますが、令和5年度分の精算につきましては、令和5年度分の精算ですので当初予算はありませんが、令和6年度分の概算額の決定につきましては当初予算が計上されておりましたので、科目設置1,000円と言いましたが、当初予算の15億4,712万3,000円につきましては補正前で計上されております。それに対して、先ほどの増額分、差額で6,433万9,000円の補正額となります。

○八木彩子健康づくり課長 先ほどの秋山委員の御質問のときに、子宮頸がんワクチンの回収の歳入のところですが、返還金の補正のように伝えてしまいましたけれども、歳入の減額になっております。

あと、杉田委員につきましては、先ほどの委託料につきましては単価契約をしておりまして、1回の接種費用が2万6,675円ということで、それに人数を掛けたものになりますので、全て委託料となっております。

○村松幸昌委員長 以上で、議第60号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。ここで入替えだけお願いしますので、そろい次第再開とさせていただきます。

休憩（9：54～9：56）

○村松幸昌委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第60号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質問者は簡潔明瞭、当局も質問要旨をよく理解して、簡潔に答弁を願います。

それでは、質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 6ページの債務負担行為、万博温泉催事出展事業1,300万円ということですが、説明の中で、万博市長連合の参画自治体として、焼津温泉をはじめとたまちの魅力発信というところだと。今年度の予算は333万1,000円でしたけれども、1,300万円の内訳。それから、市長連合のホームページを確認したんですが、いま一つ何に使われるのか分からなかったもので、実際にはどういうために使われるお金なのかを御説明ください。

○八木澄人商工観光課長 お答えいたします。

万博の催事事業になりますけれども、まず内訳になります。1,300万円のうち、出展費としまして約500万円ちょっと、プロモーション費として770万円ほど、合わせて1,300万円という内訳となっております。

出展の内容ということでよろしいですか。

○藤岡雅哉委員 事業内容。

○八木澄人商工観光課長 事業の内容ということでよろしいですかね。

来年4月から関西万博が始まりますけれども、その中の1つ、自治体連合としまして、7月26日から7月31日までの期間で出展を予定しております。全国で43自治体が連合しまして、そのうちの1つとして焼津市と熱海市が共同して、まず温泉をメインとして出店をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 出展費は今の御説明で分かりましたが、プロモーションというのはどういうことに使われるんですか。

○八木澄人商工観光課長 お答えいたします。

プロモーションになりますけれども、万博の開催時期に合わせて、まずはデジタルを活用したプロモーションと併せて紙媒体も配布を予定しております。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○岡田光正委員 それでは、24ページ、最下段の市施行土地区画整理事業費のうち、会下ノ島石津土地区画整理事業費1億5,000万円、この時期にまた補正ということで出てきました。この内容については移転経費ということでお聞きしているんですが、この費用も一応、ふるさと納税のほうから一旦は出ているわけですが、これは、この間から聞いているように、いわゆる先へ先へ計画を進めるための事業としてやっておられるのか、そして、最終的に着地まで期間を短くできるのかどうなのか、その辺の状況を教えていただけますか。

○村松幸昌委員長 岡田委員、今お尋ねになっているのは、この金額の内容と今後のスケジュールについてということでしょうか。

○岡田光正委員 はい。お願いします。

○滝 昌明区画整理課長 お答えします。

今回予定しておりますものは、23街区の移転4軒につきまして補正をお願いするものであります。この24街区につきましては、玉突きでの移転となっております、各地権者の事情に配慮しつつ移転をしていただくと、どうしても計画よりも遅くなってしまいうということで、来年度予定しておりましたものを、今回前倒しで補正をお願いするものです。

会下ノ島石津につきましては、令和8年度に工事と移転が完了する事業概成に向けて取り組んでおるところであります。それに間に合うようにということで、今回補正をお願いするものです。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 7ページ、8ページの債務負担行為ですが、1つは、3段目の一般市道改良事業、これは年度末の集中を避けるため5路線をとということで限度額が出ているんですが、5路線の道路名と、工事の終了時期というのはいつぐらいになるのか教えてください。

○松田仁志道路課長 深田委員にお答えいたします。

まず、一般市道改良費の場所です。今回5路線ございまして、まず1つ目が一色地内の水産団地給食センター線という路線がありまして、次が道原中根地内の北道原中根新田線、3つ目が中根新田の保福島大島新田線、4つ目が関方の越後島宮前線、最後に5つ目が本中根の池谷街道線となります。

そしてもう一つ、完了の時期ということですが、債務負担工事で発注しますので、出穂期が始まる前、6月末までの完了ということで今予定をしております。

以上となります。

○**深田ゆり子委員** 了解しました。

続きまして、その下、都市小河川改修事業、これも3件ということで、年度を挟んで令和7年度までにやるということですので、その3件の河川名と、いつ頃終わるかということも教えてください。

○**南 昌広河川課長** お答えします。

3件につきましては、まず1件目につきましては、豊田地区になります。JR小石川南北線西側水路改良工事を行います。2点目としましては、大富地区の栄田川改良工事となっております。3点目につきましては、港地区の和田浜港橋線水路改良工事となっております。こちらの3件につきましても、出穂期前に完了するように工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**村松幸昌委員長** ほかにありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**村松幸昌委員長** 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第60号、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**村松幸昌委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第60号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**村松幸昌委員長** 挙手総員であります。よって、議第60号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会(10:06)